

## 令和6年度歩いて楽しむ復興探究事業に関する業務委託仕様書

### 1 業務名

この業務は「歩いて楽しむ復興探究事業に関する業務」（以下「本事業」という）とする。また公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「当協会」という）とする。

### 2 目的

本事業は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた地域（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村を指す。以下、「避難地域」という。）において、歩いて復興の状況に触れることのできるフットパスコースづくりや、イベントの開催等により多くの人々に復興の状況や地域の魅力を実感してもらい、地域の賑わいの創出や活性化並びに効果的な情報発信による風評の払拭につなげることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) フットパスコースの作成

##### ア 新たな地域でのモデルコース作成

- ・ 避難地域のうち、本年度は富岡町、楡葉町、広野町を対象とすること。
- ・ 各市町村の歴史や文化、食、観光資源等に詳しい者、その地域において新たな挑戦をしている者等を調査し、フットパス事業のワークショップ（以下、「WS」という。）への参画を依頼、承諾を得ること。
- ・ フットパスコースの調査やマップの作成の際に WS を開催し、運営すること。
- ・ 本事業の趣旨、取組内容、フットパスとは何か等について、本事業への理解やフットパスへの意識醸成を図るためのセミナーを開催すること。
- ・ 地域住民を交えた WS を複数（2～3回程度）開催し、実施踏査等を行いながらモデルコースを作成すること。
- ・ コース上の土地が私道である可能性がある場合は役所等に確認の上、コースを作成すること。
- ・ 必要に応じて、フットパスに詳しい専門家等をアドバイザーとして参画を依頼、承諾を得ること。
- ・ アドバイザーの謝金、旅費は本事業で賄うこと。

##### イ 令和5年度コースのブラッシュアップ

- ・ 令和5年度に実施した飯舘村、浪江町、南相馬市の3コースにおいては、昨年度の試行イベントのアンケート結果や先進地での体験を反映の上、ブラッシュアップを行い、コースを決定すること。

##### ウ 先進地の視察及び体験

- ・WSメンバーがフットパスの取組への理解を深め、魅力ある小路・リピート率の高い風景の変化が楽しめるコースの選定を行うことができるように、先進地（想定：西郷村）の取組を体験する機会を設けること。
- ・上記参加者は令和6年度コース作成を実施する地域で各WSのまとめ役となっている者1～2名程度を選定し、3地域の参加を募ること。

## (2) 制作物及び情報発信等

### ア 制作物

- ・令和6年度に実施する3地域の暫定コースマップを制作すること。
- ・令和5年度実施したコースのブラッシュアップ後、コースマップ等を日・英版で作成し、主要駅及び県外イベント等で配布及びPRを行うこと。またコースのPR動画を英語又は日本語の字幕を入れて作成すること。
- ・フットパスの認知度が高い外国人向け（在日外国人含む）等に紙面やWeb等を用いた情報発信を実施すること。
- ・フットパスイベントで使用するジャストフィットマフラー（避難地域におけるゆるキャラ等の刺繍入り等）を制作すること。
- ・令和4年度実施したコースマップ（日本語版）を英語版に翻訳作成すること。

#### ※制作するマップ、動画について

	予定内容	予定配布、掲載先
令和5年度コースマップ ※飯館村、浪江町、南相馬市	A4サイズ コート紙 両面印字 日・英各500枚×3市町村	・県外向けイベント ・各市町村拠点
令和5年度コース動画 ※飯館村、浪江町、南相馬市	2分程度×3市町村 20秒程度×3市町村 ※英語又は日本語字幕入	・YouTube
令和6年度コースマップ ※富岡町、檜葉町、広野町	暫定コースマップ 3市町村（日本語） ※データのみ	・各市町村
令和4年度コースマップ ※葛尾村、川内村、田村市	英語版マップ 3市町村 ※データのみ	・各市町村

### イ イベントの開催

- ・令和6年度に作成するコースのメディアへのお披露目と県外に対する情報発

信を目的としたイベントを2回程度実施すること。

- ・インフルエンサー等を起用し、フットパスに関心のある一般の方が来訪のきっかけとなるようなイベントを開催すること。なお、イベントの手法については、当協会と協議の上、決定すること。
- ・参加者はSNS等により、本事業の情報発信をすることを条件とし、ジャストフィットマフラーを配付すること。
- ・受託者は、イベント後に参加者が情報発信等を行っているか確認し、情報発信等がなされていない場合は、速やかに実施するよう求めること。
- ・参加者から体験後の感想や改善の意見をいただいた上で、次年度を見据えた本事業の改善策を当協会へ提出すること。

#### ウ 実績報告書の作成

- ・上記ア～ウについて取りまとめた実績報告書を作成し、委託期間内に提出すること。

#### エ 定例報告

- ・事業の実施状況について、月報として報告を行う（任意様式）こととし、前月分の実績を翌月5日までに報告すること。（令和7年2月分については、業務完了日までに報告すること）。

## 4 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式）2部
- (2) フットパスコースマップ（紙媒体）各2部
- (3) フットパスコースマップのAIデータ及びPDFデータ、コース動画（MP4）を収めたDVD 2枚
- (4) フットパスコースの調査やマップの作成に要したデータを収めたDVD 2枚
- (5) WS、フットパスコースの調査、イベント等の様子を収めた写真データ及び制作した広報物の下版データを収めたDVD 2枚及び紙媒体各2部

## 5 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を当協会の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ア 委託業務着手届（様式第1号）
  - イ 業務実施体制図（任意様式）
  - ウ 実施工程表（任意様式）
  - エ その他、当協会が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ア 委託業務完了届（様式第2号）
  - イ 上記「4 成果品」に記載のもの一式

ウ その他、当協会が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）

※本事業は、国の福島再生加速化交付金を活用しているため、業務実績の検査にあたっては、当協会の指示に従うこと。

## 6 契約に関する条件

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、当協会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に当協会と協議して了承を得ること。

## 7 その他留意事項

- (1) 業務の遂行に必要な費用は、全て委託料に含めることとし、受託者が負担すること。
- (2) 本事業は主に福島県外に対して福島県の地域の魅力を継続的に発信するために行うものであることに留意し、上記3（2）ア・イを実施すること。
- (3) 受託者は、業務遂行に当たり当協会と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (4) 受託者は、仕様書に疑義が生じたとき、あるいは仕様書に規定していない事項で必要のある場合は、当協会と速やかに協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 受託者は、本業務に係る福島県の検査が実施される場合には、当協会に協力しなければならない。
- (6) 本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により、当協会に損害が生じた場合は、受託者は当協会に対してその損害を賠償しなければならない。